

2016年度 政策・制度要請 埼玉県回答(6分野 16項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：0項目 ○-B：3項目 △-B：8項目 △-C：1項目 ×-B：2項目 ×-C：2項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 総合経済・産業政策 1. 県民の住環境改善のため、以下の施策を講ずること。 (1)住宅リフォームに対する助成制度を創設すること。</p>	<p>都市整備部 住宅課 県では、実効性ある少子化対策の一環として、多子世帯向けに中古住宅の取得及び住宅リフォームに対して最大 50 万円を補助する制度を平成 27 年度から実施しております。 この補助制度はリフォームのみを実施した場合でも対象となるもので、増改築等の住宅リフォーム補助としても県民にご利用いただいております。 平成 27 年度は子どもが 3 人以上で戸建住宅の世帯のみを対象としていましたが、平成 28 年度は 3 人目を希望する子どもが 2 人の世帯及びマンションも対象に加え、制度の拡充を図り、平成 29 年度も継続して実施いたします。 なお、県内の市町村においても、34 の市町が全般的な住宅リフォーム</p>	<p>×-C 助成制度創設について具体的回答はなく、要請の根拠についても理解を得られていない。 今後、市町村への要請に変更することを検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 空き家を含めた中古住宅の流通を促進するため、中古住宅の購入者に対し、減税措置・金利優遇を充実すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>住生活・住環境に関する課題は、居住者の少子高齢化や二・三世代同居とユニバーサルデザイン化、空き家対策と中古住宅の流通、省エネ対策など、多岐にわたっている。</p> <p>政府が進める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策として結婚、出産、子育て支援の中に多子世帯支援、三世代同居、近居支援が施策の中に盛り込まれた。県は、多子世帯支援については積極的に取り組んでいるが、今後、三世代同居やユニバーサルデザインなども積極的に進めるべきと考える。</p> <p>これらの課題に対応するためには、県独自の住宅に対する補助や減税措置をおこなうなど、住宅面からの支援を積極的に進めていくべきである。また、住宅購入時の助成制度だけでは範囲が限定されてしまい、住生活・住環境に関する課題解消策としては不十分であり、住宅リフォームに対する県独自の助成制度の創設が必要と考える。</p>	<p>の補助制度を設けております。</p> <p>市町の助成制度につきましても、県住宅課のホームページを始め、県民向けに実施しているリフォームセミナー等の場で積極的に周知してまいります。</p> <p>都市整備部 住宅課</p> <p>税制措置の改正は国との調整が必要です。</p> <p>空き家を含めた中古住宅の流通を促進するため、中古住宅の購入者に対して各種税制・金利優遇を更に充実するよう国へ要望しています。</p> <p>なお、金利優遇については、県独自の取組として、県が定める良質な住宅等の融資条件を満たす住宅の取得等に対して、提携金融機関が基準金利よりも低い金利で融資を行う「埼玉の家」民間提携住宅ローンを提供しております。</p>	<p>×－C</p> <p>現状における本要請の実現は困難と判断するが、空き家を含めた中古住宅の流通促進策については今後も検討していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>II. 雇用労働政策</p> <p>1. 国、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会や相談窓口の確保をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>若者の労働問題の発生や早期離職をくい止めるために、学生、若者が就職する前に、労働法やワークルール、社会保険の仕組み等に関する基礎的な知識を身につけておくことは極めて重要である。その際、現場をよく知る労使の関係者が直接教えることができる場を持つことが有効と考える。</p>	<p>産業労働部 勤労者福祉課</p> <p>県では、若者の労働問題に対応するため、埼玉労働局や埼玉弁護士会等の関係機関、連合埼玉にも参加いただき埼玉県若者労働連携会議を開催しています。</p> <p>この会議の中で若者向けに発行している労働に関するハンドブックにつき内容の見直しなどについて意見をいただき、それに基づいて改訂版を作成しました。</p> <p>現在、高等学校等で行っています出前労働講座におきましては、この改訂版ハンドブックを活用しています。</p> <p>今後、学生、生徒には改訂版ハンドブックを、また、大学、高校などの就職支援担当者にはより詳細な内容となっている「労働ハンドブック」を配付する予定です。</p> <p>また通常の労働相談に加え若者の労働相談により専門的に応えるために毎月第2、第4土曜日に「若者労働ほっとライン」を開設しています。</p> <p>さらに「若者労働ほっとライン」の周知とあわせ労働に関する基本的な知識や話題などを随時ツイッターやフェイスブックで発信しており、今後も引き続きPRに努めてまいります。</p> <p>教育局 高校教育指導課</p> <p>高校を卒業する生徒にとって、労働基準法や労働に関する基本的な制度、税や社会保険の仕組みについて知っておくことは重要なことであると考えております。</p> <p>県立高等学校においては、「政治・経済」や「現代社会」などの授業の中で、労働条件や賃金等に関する基本的法令、租税の意義や役割、社会保障などについて学んでいます。</p> <p>また、外部講師を活用した講演会や出前講座を実施したり、もしものときの相談窓口の利用について学ばせたりしている学校もございます。</p> <p>今後とも、各学校の実情に応じ、こうした取組を進めてまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>勤労者福祉課がハンドブックを作成し労働講座等に活用していること、「若者労働ホットライン」を開設していることで一定の効果は期待できる。</p> <p>学生・生徒への教育については、すべての学校で取り組みを進めることや、関係団体との連携強化などを継続して要請し、さらなる充実をはかる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 教育現場をはじめとする公共サービスの提供時において、性的指向や性自認に関するきめ細かな対応を図るため、研修の実施や各種相談体制の整備を行うこと。ハラスメントへの対応などを進められるよう体制を整えていくこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>教育現場など公共サービスの提供現場をはじめ社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する差別の解消が課題となっている。国の第4次男女共同参画基本計画でも第8分野にこうした施策が盛り込まれ、4月1日には文部科学省から教育現場における対応マニュアルが出されるなど、深刻な実態への認識が深まってきている。県においても対応を急ぐ必要があると考える。</p>	<p>教育局 義務教育指導課</p> <p>現在、中学校3年の社会科の公民的分野で、職業の意義と役割、国や地方公共団体が果たす経済的な役割、政府の財政を学習する中で、基本的な知識を学んでおります。</p> <p>また、県では教師用資料を作成し、生徒に効果的な財政政策について考えさせる授業例を示すなどして、指導の充実を図っております。</p> <p>なお、選挙権年齢の18歳への引き下げなどにより、生徒に政治や経済に関心をもたせ、主権者教育の充実を図ることは大切なことです。</p> <p>そこで、埼玉県租税推進協議会発行の租税教育用副教材などを活用した指導事例を、研修や会議等で周知するなど、市町村に働きかけてまいります。</p> <p>総務部 人事課</p> <p>県職員向け研修のうち、新規採用の際や、主査級に昇任した際に実施する研修において、人権問題概論を扱っています。その中で、性的指向や性自認についての現状認識や、差別の解消についても取り上げています。</p> <p>総務部 学事課</p> <p>学事課では埼玉県人権施策推進指針に基づき、私立学校の教職員に対する年11回の人権教育研修会等を中心に、教職員の啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>教職員が、性的指向や性自認に係る児童生徒に対してきめ細かな対応を図れるよう、平成27年4月に文部科学省通知を各私立学校に発出するとともに、平成28年度には対応マニュアルを送付したところです。</p> <p>また、平成28年7月には人権教育研修会で対応マニュアルの内容について取り上げてまいりました。</p> <p>今後とも「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、引き続き人権教育研修会等を通じて、私立学校教職員への啓発を推進してまいります。</p>	<p>△-B</p> <p>県職員、教職員への周知、啓発を精力的に進めていることは評価できる。</p> <p>社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する差別を解消する取り組みは緒についたばかりであり、県民の理解促進や設備インフラ、各種制度の整備につき継続して要請していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>県民生活部 人権推進課</p> <p>県では、性的指向や性自認に関する内容を含んだ研修講座を用意し、市町村の申し込みに基づき研修を実施しています。</p> <p>相談体制については、性的指向や性自認に起因する様々な悩み（偏見や差別、精神的葛藤や自殺念慮等）に対して既存の各種相談窓口で対応しています。</p> <p>なお、平成 28・29 年度における性的少数者に関する新たな取組は、次のとおりです。</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>○県民講座「知っていますか？LGBT」の開催 県内の自治体職員を含む計 127 名が参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川越会場 29 年 2 月 17 日(金) ・さいたま会場 29 年 2 月 25 日(土) <p>【平成 29 年度（予定）】</p> <p>○LGBT 県民講座の開催 県民を対象に、県内 5 会場で講座を開催</p> <p>○県や市町村の相談員を対象とした研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員専門研修（事例検討研修 1 回） ・相談機関の合同研修（テーマ設定に合わせた専門家による研修 4 回） <p>県民生活部 男女共同参画課</p> <p>国の第 4 次男女共同参画基本計画や埼玉県男女共同参画審議会委員意見を踏まえ、現在策定中の男女共同参画基本計画(平成 29 年度～33 年度)の中で、新たに、次のとおり位置付ける予定です。</p> <p>施策の柱 5 誰もが地域でいきいきと生活できる支援</p> <p>(3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援</p> <p>⑥性的マイノリティ（LGBT 等）といった新たな人権問題も含めた学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発活動の実施（県民生活部、教育局、関係部局）</p> <p>男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の推進に関する相談を</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>実施しています。当センターでは、相談者の性を限定せずに対応しています。</p> <p>そのため、従前より、性的指向や性自認に関する相談に対応してきました。</p> <p>また、相談業務の質の向上を図るため、平成 28 年 5 月には外部講師を招き、「性の多様性」「性的マイノリティに関する相談支援について」と題し相談員向けに研修を実施しました。</p> <p>教育局 人権教育課</p> <p>1. 「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」（平成 15 年 7 月 16 日公布）に基づき、埼玉県人権政策推進会議は「性の区分を前提とした社会上の制約の解消を目指して、様式類等の見直しを実施する」ということを決定しました。</p> <p>2. 社会情勢の変化への対応のため、「埼玉県人権教育実施方針」で示す各人権課題のうち、13 番目の「様々な人権問題」中の「性同一性障害」を、「性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ」に変更し、県内全ての小、中、高、特別支援学校(さいたま市立学校を除く)に周知しました。(平成 28 年 4 月 1 日より適用)</p> <p>3. 平成 27 年 4 月及び平成 28 年 4 月に文部科学省より出された通知や教職員向けリーフレットを、県内全ての小、中、高、特別支援学校(さいたま市立学校を除く)に周知し、この人権課題についての理解促進を図り、教職員が該当生徒の悩みに寄り添うことができるよう指導しました。</p> <p><通知の内容></p> <p>1 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における支援体制について ・医療機関との連携について ・学校生活の各場面での支援について ・卒業証明書等について等 <p>2 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進 	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>4. 県教育委員会では、これまでも小・中・高等学校の校長や人権教育担当者を対象とした研修会等で、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティについて情報提供を行うなど、一人一人の人権に配慮した教育の充実に努めてきました。また、教育局等の職員を対象にした研修会及び市町村の指導主事等を対象にした研修会においてもこの人権課題を取り上げ、配慮が必要であることを周知しました。</p> <p>5. 教育局内関係課を集めた「人権教育に関する教育局内連絡・調整会議」を年に数回開催し、この人権課題について局内の対応の在り方について協議するとともに共通理解を図っています。</p> <p>6. 県教育委員会では、多様性を認め、互いを尊重しあう態度と行動力を児童生徒に育むことを目的に教職員向け指導資料「新たな人権課題に対応した指導資料」を作成し、県内の全ての小、中、高、特別支援学校に配布しました。(平成 29 年 3 月)</p> <p>教育局 高校教育指導課</p> <p>学校における性的指向や性自認に係る児童生徒への支援については、小中高等学校の教職員を対象とした総合教育センターにおける研修において、人権教育の講義項目の中で取り上げています。</p> <p>平成 27 年 4 月に文部科学省から通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を受け、性的指向や性自認に対する学校教育の支援や対応等の充実に目指して、研修内容の検討を継続的に進めてまいります。</p> <p>教育局 義務教育指導課</p> <p>小・中学校では、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知や「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の資料等を踏まえて対応してまいります。</p> <p>このような児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが大切です。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 介護離職防止にむけ、介護保険制度の概要や介護休業の使い方の理解促進をはかるため、40歳被保険者となる時点で情報提供をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>総務省「平成 24 年就業構造基礎調査」によれば、働きながら介護をしている人は 10.1 万人いる。また離職や転職を希望する労働者の中で介護をしている人は、約 42 万人にのぼる。高齢化の進行にともない親などの介護のために離職を迫られるケースが増加することは、管理職を含む 40～50 歳代を中心に、人材の流出につながりかねない。さらに離職期間が長期化すれば、介護終了後に安定した雇用機会を得ることが難しくなる。このような状況下で、国は 2020 年代初頭までに家族介護を理由とした離職の防止を図る取り組みをしている。しかし「介護サービスの存在・内容を十分に知らない」という理由をあげる離職者も多く、こうした状況を解消していくためには、雇用者に占める介護者の割合が高くなり、介護保険の被保険者として認識が出る 40 歳時点で、介護に関する</p>	<p>そのため、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえながら、校内支援委員会等で教職員間の情報共有を図りつつ、例えば、授業の中で自認する性別に配慮した学習活動が行えるように工夫することが考えられます。</p> <p>福祉部 地域包括ケア課</p> <p>介護保険制度の保険者である市町村は、要介護者をはじめとする第一号被保険者(原則として 65 歳以上の住民)のみならず、その家族等に介護保険制度についての情報を提供する責任があります。</p> <p>市町村は、市町村広報等を通じて介護保険制度等の介護に関する情報を随時、提供しております。</p> <p>また、県内すべての市町村が市町村内に 1 か所以上の地域包括支援センターを設置し、社会福祉士をはじめとする介護に関する専門家が住民からの相談に対応する体制を整えております。</p> <p>今後とも、介護に関する情報が適宜、適切に提供されるよう、必要に応じ市町村を支援してまいります。</p> <p>産業労働部 勤労者福祉課</p> <p>勤労者福祉課では、介護保険制度の周知を図るとともに介護休業制度の理解を促進するため、リーフレット「確認しよう！介護保険・介護休業制度」を作成しました。</p> <p>このリーフレットを県のホームページに掲載するとともに、「埼玉県労働セミナー」などを通じて配布するなど、県民の皆様に情報提供してまいります。</p> <p>産業労働部 ウーマノミクス課</p> <p>県では、育児や介護による離職を防ぐため、フレックスタイムや短時間勤務など、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を「多様な働き方実践企業」として認定しています。今後も引き続き、制度の普及・拡大を</p>	<p>○－B</p> <p>勤労者の離職防止にむけリーフレットを作成したことについては評価できる。40 歳被保険者への周知の仕方について要請を再度おこなう必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>る情報を企業や労働組合等と連携して提供する必要がある。</p> <p>2. ケアラー相談を含める支援活動を行っている団体に対し財政等の支援を行うこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県の高齢化は急速であり、介護の潮流は在宅介護へとようになってきており、介護者の心身・経済的負担は増大し、社会的孤立も懸念されている。そのような中、社会的孤立を地域で防ぐ取り組みとして介護者カフェがあり県内では約60ヶ所で開催されている。</p> <p>今後もこのような市民参加型の「介護者サロン・カフェ」は必要であると考え、ボランティアスタッフの養成研修、運営団体に対する「開催会場」の確保や運営上の財政的支援を自治体で行う必要がある。</p> <p>3. 介護労働者が職場でトラブルに巻き込まれた場合の相談できる第三者機関を市町村に設置する場合は県が財政措置を講ずること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、介護労働者の離職率は依然として高い。介護労働者の就業継続困難を招いている理由の一つに、介護労働者と利用者間のトラブルがあり、そのことが理由で退職に追い込まれることもある。本来、介護労働者と利用者間のトラブルについては、事業所での解決が望まし</p>	<p>図り、仕事と介護の両立に取り組む企業を積極的に支援していきます。</p> <p>福祉部 地域包括ケア課</p> <p>介護保険制度においては、地域支援事業交付金を活用し、介護者の支援のための事業を市町村が実施できることとされております。</p> <p>平成27年度には、介護知識・技術の習得等のための教室、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するためのヘルスチェック、介護者相互の交流会などを開催する家族介護支援事業が57保険者で実施されております。</p> <p>県では、各市町村における実施状況等を情報提供することで、各市町村の取組を促進してまいります。</p> <p>また、県では認知症の人やその家族に対する支援として、(公社)認知症の人と家族の会埼玉県支部に委託し、電話相談窓口を設置するとともに、各地で介護者同士の交流会を開催しております。</p> <p>産業労働部 勤労者福祉課</p> <p>県では、労働相談センターにおいて労働基準法違反等への対応や労働契約の履行確保などに関するアドバイスを行っており、介護施設に勤務している方からの相談などにも広く対応しています。</p> <p>また、職場でのメンタルヘルス不調についても通常の労働相談とは別に産業カウンセラーによる専門的な相談を行っています。</p> <p>なお、介護の現場における労働条件の改善については介護保険法により人員、施設、設備、運営に関する基準が定められており、相談についても介護に関する専門的知識が求められます。</p> <p>そのため介護施設における労働条件、福利厚生、職場のコミュニケーションなど雇用管理に関する相談や介護労働者の心身両面にわたる健康</p>	<p>×－B</p> <p>介護者に対する心身の健康づくりについては、昨年度より実施保険者が増加していることは理解する。しかし、民間や市民団体がおこなっている介護者カフェの支援について要請回答がなされていないため、今後の支援のありかたについて引き続き検討する。</p> <p>×－B</p> <p>職場における利用者とのトラブルにおいて、介護労働者に責任を強いる場合等の相談窓口の設置について、実施している市がある。また必要性を感じている市町もある。財政措置に関する要請回答が</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>いが、実際には事業者が利用者の立場に立つことがあり、介護労働者に責任を強いることもある。しかし、埼玉県には介護労働者と利用者とのトラブルに対する相談窓口がない。また利用者との問題が原因でメンタルヘルスにおちいることもある。以上のことから介護労働者と利用者とのトラブルやメンタルヘルスを含める労働に関する相談についてワンストップで対応できる相談体制（窓口等）を各市町村に設置する必要がある。また設置に向けては埼玉県より市町村に対する財政措置を講ずる必要がある。</p> <p>4. 末期がん患者や重度障害者等が住み慣れた地域や家庭で最後まで生きるために、医療処置が必要な人を預けることのできる 24 時間の看護体制付「緩和ケア・ターミナルケア」施設を県が推進していくこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>末期がんの人や人工呼吸器などの医療器具をつけた人等に対し既存の老人保健施設や特別養護老人ホームなどでは対応ができてない。また自宅で介護をしている人の場合、精神的・肉体的負担も大きく、共倒れや、介護疲れで命を絶つなどの悲劇がおこっている。このような問題を解決するために、医療処置が必要な人を安心して預かることのできる(ショートステイ等)24 時間看護体制の整備された施設があれば、介護をしている人もリラックスできる時間</p>	<p>確保に関する相談を介護労働安定センター埼玉支部で相談援助を行っております。</p> <p>保健医療部 疾病対策課・医療整備課</p> <p>県では、がん診療連携拠点病院及び埼玉県がん診療連携指定病院等の医療機関と在宅療養支援診療所など地域医療機関との連携体制の構築を進め、患者が安心して在宅医療に移行できる仕組みを構築しております。</p> <p>住み慣れた自宅や地域での療養を選択できるように在宅医療の充実を図るため、県内に 30 ある郡市医師会ごとに在宅医療連携拠点に、看護師などの専門職を配置の上、医師や訪問看護師などの関係職種によるチームで患者を支える仕組みを支援します。</p> <p>併せて、在宅療養支援ベッドを地域の病院に確保するとともに、往診医情報・患者情報の共有により医療機関等の連携を強化するなど、在宅医療を行う医師の負担を軽減します。</p> <p>また、訪問看護ステーションの充実のために、医療依存度の高い患者に対応できる訪問看護師を育成するためのOJTを実施するとともに、複雑な診療報酬に関する知識を習得するための医療事務研修を実施します。</p>	<p>なされていないため今後の要請について検討する。</p> <p>○ーB</p> <p>県の緩和ケア病床整備を含む施策について一定の評価をする。今回の施策の展開と効果等を注視し再要請の必要性を検討していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>を提供できる場が必要である。</p> <p>IV. 交通政策</p> <p>1. 高齢者の自転車利用に対し、道路交通法および自転車乗車に関する安全ルールの周知を徹底し、実技講習や啓発活動・指導などの措置を講ずること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>県内における平成 27 年中の交通事故死者数は 177 人であり、前年より 4 人の増加と 4 年ぶりに増加した。また、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の約 46%（前年比+0.7 ポイント）を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約 73%と高くなっている。このような状況に鑑み、高齢者のみなさんが、自分自身、そして周りの安全のために、自転車の乗り方を見直す機会を提供することが非常に重要である。</p>	<p>また、既に小規模な訪問看護ステーションでも適切な研修ができるよう、いつ、どのような研修を行うべきかを明確に提示したプログラムを策定しましたが、今後はプログラムに示された研修を着実に実施できるよう、単独の訪問看護ステーションでは実施が難しい「新人訪問看護師の合同研修」や「新人訪問看護師を指導する指導者の研修」を開催するとともに、各訪問看護ステーションがプログラムを活用して行う OJT への支援を行います。さらに、介護施設の看護師育成にも取り組み、介護施設も含めた幅広い在宅医療の充実に努めます。</p> <p>緩和ケア病床の整備も進めています。第 6 次地域保健医療計画に基づいて実施した病床整備計画の公募では、176 床の緩和ケア病床の整備計画を採択しました。</p> <p>県民生活部 防犯・交通安全課</p> <p>埼玉県では、自転車の利用が盛んで自転車の関係する交通事故が全国的にみて多いことから、自転車利用者の交通ルールの徹底とマナーの向上を目的とした「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を平成 24 年 4 月 1 日に施行しました。</p> <p>この条例に基づき、県では自転車安全利用指導員が自転車安全利用の啓発・指導において県警と協力して実施しているほか、交通安全まなび隊・防犯交通安全シルバーリーダーによる交通安全教育、民生委員等による高齢者世帯への交通事故防止の呼びかけを行う「お達者訪問大作戦」を実施しております。</p> <p>今後も、県警や関係各団体等と連携し、高齢者自転車免許制度などの実技講習を含めた交通安全教育や啓発活動を通じて、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図るための対策を強化して参ります。</p>	<p>△－B</p> <p>県警や関係各団体と連携し、高齢者の自転車利用に対する啓発・指導などの活動をおこなっていることは評価する。</p> <p>自転車事故の防止に向け、当事者への啓発・指導だけでなく、新たな視点での対策を要請することを検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>V. 消費者政策</p> <p>1. 消費生活相談員の安定的な確保や、さらなる拡充のため、消費生活相談員の雇用形態・処遇について改善を図ること</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県においては、消費生活支援センターとして4ヶ所を開設し、各市町村においても、隣接自治体へ委託している例もあるが、56市町村で窓口の開設がされている。</p> <p>平成26年度における相談件数については、県・市町村をあわせると5万件を超えている状況となっている。さらに、その内容についてもインターネット詐欺など悪質なものが増えてきており、相談員の負担は大きくなっている。一方で、相談員は高い知識と専門性が求められているにもかかわらず、その雇用形態は有期雇用がほとんどであり、再任を妨げないとしている市町村も多くあるが、不安定雇用である。また、全国データとなるが非常勤職員の相談員の1時間あたりの平均報酬額は、5年間で35円しか増額されていない。地方消費者行政のさらなる推進のためには相談員の質の維持、安定的な確保は必須であり、相談員の雇用形態・処遇について改善を図る必要がある。</p> <p>2. 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする</p>	<p>県民生活部 消費生活課</p> <p>県の消費生活相談員は、県の非常勤職員取扱要綱に基づき、任期を1年以内とする非常勤職員となっています。ただし、職務遂行能力及び職務に対する意欲を有すると認められる者を引き続き、再度任用することができ、その場合、経験年数や本人の勤務地の意向など、十分に配慮を行っているところです。勤務条件は、移行期間を経て平成25年度から全員を週3日から週4日勤務とするとともに、月額報酬に改めるなど改善を行いました。</p> <p>なお、平成28年度には月額報酬を2,500円増額しております。</p> <p>各市町村における消費生活相談員の雇用形態・処遇については、市町村ごとに財政状況や市町村内の他の非常勤職員とのバランス等に鑑みて決定していると思われま。</p> <p>※相談員：194,500円 → 197,000円 主 任：203,000円 → 205,500円</p> <p>県民生活部 消費生活課・消費生活支援センター</p> <p>悪徳商法の未然防止や消費者支援のため、消費生活講座の開催、情報紙「彩の国くらしレポート」の発行、各種リーフレットの配布を行うとともに、ホームページやメールマガジンによる迅速な情報提供に努めて</p>	<p>△－C</p> <p>賃金面での処遇改善されたことは、一定の評価はできる。雇用形態については、県市町村からの改善は難しい状況にあり国への働きかけが必要であることから、現時点での再要請は断念する。</p> <p>○－B</p> <p>県・県警として振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺に対</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>消費者の保護をはかること <要請の根拠> 埼玉県警察の発表によれば、埼玉県における平成 27 年中の特殊詐欺の被害は 1,181 件、被害金額は 34 億円を超え、前年に比べて発生件数、被害金額ともに減少したものの、連日のように被害が発生している状況となっている。特殊詐欺の手口としては、従来のオレオレ詐欺、振り込め詐欺だけでなく、還付金詐欺や、プリペイド型電子マネーを利用したもの等、新たな手法による詐欺も発生している。特殊詐欺の被害状況をみると 60 歳以上が 86.4%となっている。</p> <p>また、消費生活相談センターに寄せられる相談をみても、高齢者社会の進展にともない高齢者からの相談割合は増加傾向にあり、悪質商法についてもその手口は多様化していることから、高齢者や障がい者をはじめとする消費者に対して情報提供・注意喚起が徹底される必要がある。</p>	<p>います。</p> <p>また、高齢者を対象とした「高齢者を守るお助けかわらばん」を毎月発行し、地域包括支援センターや民生委員など、高齢者等を見守る方々に配布しています。</p> <p>さらに、今年度からは、生協のカタログ送付の際の同封や、「高齢者を守るお助けかわらばん」をスライドにして、病院や銀行の待合室で放映していただくことにより、ひとりでも多くの方々に情報が届くように努めています。</p> <p>県民生活部 防犯・交通安全課</p> <p>県防犯・交通安全課では、県警の特殊詐欺対策と連携しながら、振り込め詐欺に特化した被害防止対策を実施しています。</p> <p>平成 26 年に被害が急増したことから、同年 7 月に知事・県警本部長による緊急宣言をはじめ、被害防止に向けた啓発活動の強化を図ってきました。</p> <p>具体的には、県警・市町村・家電量販店等と連携による振り込め詐欺被害防止キャンペーンや、民生委員等の協力による高齢者世帯への注意喚起、県職員の出前講座により被害防止対策の説明などを実施しました。</p> <p>さらに平成 27 年度は「振り込め詐欺シャットアウトプロジェクト」として予算計上し、全県的な被害防止の啓発活動に加え、特に被害の多発する 5 市と連携による集中対策として、振り込め詐欺対策機器の貸し出し事業や簡易的な対策グッズの配付等を実施しました。</p> <p>これらの取組や県民の防犯意識の向上により、被害発生状況は 7 月末の前年同期比で、件数は約△20%、金額は約△36%と減少しました。</p> <p>このように被害発生状況は減少傾向となりましたが、依然として多くの方が被害に遭っていることから、今後も継続的な取組を実施していきます。</p> <p>警察本部 生活安全企画課</p> <p>県警察では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺を抑止するため、</p>	<p>して防止にむけた情報提供を関連部署と連携し実施していることは評価できる。今後の発生件数の推移に注目しながら、実効性ある施策となっているのか確認していく必要はある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>次の対策を推進してまいります。</p> <p>○県民及び社会の抵抗力を高めるための効果的な予防活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺被害防止コールセンターによる、予兆電話があった地域を中心とした県民へ直接の注意喚起の実施 ・ 特殊詐欺の手口や防犯対策をわかりやすく紹介する特殊詐欺被害防止広報啓発用DVDの制作による広報啓発の実施 ・ 自治体、自治会等関係団体と連携した、高齢者宅等への直接訪問による、最近の被害実態や被害に遭わないためのポイント等の広報啓発の実施 ・ NHKさいたま放送局の協力による、NHK・FMニュースやテレビのデータ放送での被害予防のための広報の実施 ・ 関係機関、団体、事業者の参画を得て、埼玉県特殊詐欺撲滅官民合同会議を開催しての官民一体の被害防止対策の推進 <p>○金融機関等における水際未然防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺抑止対策専従の非常勤職員を県下 14 警察署に配置するなど、金融機関等への水際未然防止のための協力依頼及び支援、警戒等の実施 ・ 金融機関と連携した窓口職員等の積極的な声掛けとホットライン通報の活用による水際未然防止対策の推進 ・ 還付金等詐欺やプリペイド型電子マネーを利用した架空請求詐欺等に対するコンビニエンスストア等と連携した水際防止対策の推進 <p>○被害者に犯人からの電話を取らせない対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅電話の留守番電話の設定、防犯機能付き電話機又はナンバーディスプレイの活用、自動応答録音装置等防犯機器の設定等の広報啓発の実施 <p>○平成 29 年度予算額 1 億 296 万 4 千円</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>VI. 教育・子育て政策</p> <p>1. 平成27年10月の埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で言及された、教育職員の勤務時間管理のずさんさを是正し、教育職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、生き生きと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>平成27年10月の埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると下記のような記載があり、教育職員の勤務状況の把握により負担軽減につなげていくことは喫緊の課題である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「人事管理に関する報告」（一部を抜粋）</p> <p>5 勤務環境等の整備</p> <p>(1) 職員の勤務時間等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 学校現場における教育職員の負担軽減</p> <p>こうした中で、本県の学校現場において、個々の教育職員の勤務状況の把握が十分とは言えない状況も見受けられる。</p> <p>教育委員会においては、教育職員についても適正に勤務時間を管理することがその責務であることを再認識し、個々の教育職員の勤務日ごとの始業及び終業時刻を確認し、勤務状況を適切に把握する</p> </div>	<p>教育局 県立学校人事課</p> <p>県教育委員会といたしましては、負担軽減検討委員会がまとめた報告書に基づき、各課が負担軽減の方策に取り組んでおりますが、昨年度、埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告（意見）」において、学校現場における教育職員の負担軽減について言及されたことを踏まえ、平成28年5月から個々の教職員の出勤及び退勤時刻の記録用紙を整備いたしました。各学校において、在校時間の長時間化がうかがえる教職員と個別に面接を行うために活用するなど、教職員の健康管理、働き方の見直しにより一層努めるために活用し、実効性のある負担軽減対策に取り組むよう、引き続き管理職を指導してまいります。</p> <p>また、昨年度から、一人一人が働き方を見直し、仕事に対する意識改革を図ることを目的に、全ての県立学校で、毎月給与支給日に定時退勤を奨励する「ふれあいデー」に取り組むこととしました。</p> <p>今後も引き続き、会議や行事の精選、校務分掌や委員会の抜本的な見直しを行うとともに、「ふれあいデー」を実効性あるものとするために、設定日の翌日に学校行事を入れない工夫や、全校集会、保護者会、配付物(学校便りなど)などで周知を行うよう、管理職を指導しているところです。また、学校の負担軽減が教育力の向上につながることを保護者や地域に理解していただくため、「ふれあいデー」の趣旨について教育委員会の考え方を示した文書を用意し、保護者及び地域向け通知に添えて配布することといたします。</p> <p>職場環境づくりには、管理職のさらなる意識改革と、休暇を取得しやすい雰囲気づくりが大切であると考えており、平成28年度は、6月から9月をワーク・ライフ・バランス推進期間として設定し、年次休暇、夏季休暇等の計画的な取得促進を図っております。</p> <p>今後も、各学校において、個々の教職員の勤務時間の把握並びに校務分掌や職務分担の見直し、学校行事や会議の精選及び実施時期の工夫、事務の効率化等による学校全体のスリム化を図るなど、通知等に基づき</p>	<p>△－B</p> <p>勤務時間管理については、出退勤時刻の記録用紙を整備し活用、との回答だが、今後、実際の活用状況を確認したい。</p> <p>負担軽減の報告書に基づく施策が展開され、県立学校では定期的にフォローアップ会議が開催されていることは理解する。これについても今後、各施策の実施状況を確認したい。</p> <p>小中学校の教職員の勤務管理は各市町村の教育委員会となっているため、各市町村で施策が徹底されるよう引き続き要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>ことが必要である。</p> <p>学校現場における教育職員の負担軽減は、職員の健康保持やワークライフバランスの推進に資するだけでなく、教育職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って効果的な教育の推進を図るための環境を整備することにもつながる。そして、教育のより一層の向上や優秀な人材の確保にも資する重要なものである。</p>	<p>適切に労働環境の整備を進めるよう、引き続き、管理職を指導してまいります。</p> <p>【参考】</p> <p>●『学校における負担軽減検討委員会報告書』に係る県立学校部フォローアップ会議</p> <p>平成 27 年度は、9 月及び平成 28 年 1 月に「『学校における負担軽減検討委員会報告書』に係る県立学校部フォローアップ会議」を開催し、ノー会議デーなどの県立学校に対する各方策を把握・検証するとともに、検証結果を踏まえて、負担軽減策の検討をいたしました。</p> <p>○平成 27 年度の主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週又は隔週で 1 回ノー会議デーの設定…設定率 100% 実施率 91.3% ・ 毎月の給与支給日にふれあいデーを設定…設定率 100% 実施率 97.0% <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動外部指導者の派遣…県立学校 67 校に 80 人を派遣 ・ 文書事務の効率化の推進 <p>○平成 28 年度の具体的取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年 9 月…第 1 回県立学校部フォローアップ会議(平成 28 年度に実施する負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など) ・ 平成 29 年 2 月…第 2 回県立学校部フォローアップ会議(平成 28 年度に実施する負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など) ・ 平成 29 年 3 月…県立学校における負担軽減の取組状況を通知 <p>●「ふれあいデー」の設定</p> <p>○平成 27 年 1 月 14 日付け教県第 1006 号「『ふれあいデー』の設定について(通知)」</p> <p>○毎月 21 日(給与支給日)を「ふれあいデー」として設定し、定時退勤を奨励</p> <p>○「ふれあいデー」に係る留意事項は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職は、当日、全教職員に「ふれあいデー」を周知し、定時退勤の 	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>声掛けを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内に終了する打合せ等を除き、計画的な職員会議等は原則として行わないこと ・大会前等の理由によりやむを得ず部活動を行う場合は、勤務時間内を目途とすること（大会前等の理由による場合は、大会終了後に「ふれあいデー」を実施すること） <p>○平成 28 年 4 月校長会議県立学校人事課課長指示・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校集会、保護者会、配付物（学校だより等）などで周知 ●夏季休暇の完全取得及び「ワーク・ライフ・バランス推進期間」の設定 <p>○平成 28 年 5 月 30 日付け教県第 236 号『ワーク・ライフ・バランス推進期間』の設定について（通知）</p> <p>○平成 28 年 5 月 30 日教県第 179 号「年次休暇、夏季休暇等の計画的使用の促進について（通知）」</p> <p>教育局 小中学校人事課</p> <p>教職員の負担軽減を図っていくことは、県教育委員会として取り組まなければならない重要な課題であると認識しております。</p> <p>ワークライフバランスを推進し、教職員が自らの心身のリフレッシュや生活の安定を図るために、県の強いメッセージとして、「ふれあいデー」を設定し、さいたま市を除く全ての小中学校で取り組むよう依頼しております。これにより、教職員が生き生きと児童生徒と向き合えるよう推進しているところです。</p> <p>また、教職員の勤務を管理する市町村教育委員会に対して、教職員の負担軽減及び健康管理について依頼する通知を発出いたしました。</p> <p>さらに、来年度は、現在、予算審議中の「学校現場における業務改善加速事業」において、モデル地域を指定し、学校の業務改善や教職員の意識改革についての実践研究をしてまいります。</p> <p>引き続き、実効性のある負担軽減方策が行われるよう、市町村教育委員会と連携し取り組んでまいります。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 学校の相談体制を拡充・充実させ、子どもたちや保護者が心身ともに安心して生活が送れるよう、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、さわやか相談員等、教員以外の人々のネットワーク体制を充実させ、子どもたちや保護者を支援する体制を構築する事</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県の中学校では、スクールカウンセラーが1校あたり最低でも2週間に1日は配置するよう前進してきたが、いじめ・不登校・虐待・自殺などの問題が発覚した場合、教職員との相談だけでなく、早期段階でスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、さわやか相談員等が連携して、保護者を含む当事者の精神的負担を軽くする相談体制を充実させる必要がある。</p>	<p>教育局 生徒指導課</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実を図るとともに、年度当初に、各市町村教育委員会並びに県立学校に対して「埼玉県スクールカウンセラー活用指針」や「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を送付し、担当者会議等で有効な活用と教職員及び保護者への周知について指導をしております。</p> <p>また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学校配置相談員(さわやか相談員)それぞれの研修会において、学校と連携・協働し、チームとして支援していくことの啓発をしております。</p> <p>今後も課題を抱える児童生徒及び保護者に対する支援体制をスムーズに構築し、早い段階での解決が図れるよう、教育相談体制の整備・充実に努めてまいります。</p> <p>【資料】 埼玉県スクールカウンセラー活用指針 埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針</p> <p>【参考1：スクールカウンセラーの配置状況（平成29年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校(配置なし：学区の中学校が対応) ・中学校 356校 (週1日配置：134校、2週に1日配置：222校) ・教育事務所 4所 (週5日配置) ・県立総合教育センター2所 (週2日配置：1所、週1日配置：1所) ・全日制高等学校 16校 (2週に1日配置) ・定時制高等学校 10校 (週1日配置：10校を拠点校として、全23校に対応) <p>【参考2：スクールソーシャルワーカーの配置状況（平成29年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全60市町村に80人(週2日) ※さいたま市・中核市(川越市、越谷市)は独自配置 	<p>△-B</p> <p>教育相談体制の整備や充実に向け周知や啓発されていることは理解する。しかし昨年8月に埼玉県東松山市で重大事件が発生したことから引き続き子どもたちや保護者を支援する体制強化に向けた要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2)「スクールカウンセラーの常駐体制の早期実現は困難」との昨年の回答だが、将来の常駐体制を視野に入れた、当面の配置人員増、駐在日増に関する数値目標を設定すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>「スクールカウンセラーの常駐体制の早期実現は困難」との昨年の回答だが、東京都では常駐体制が確立され、生徒の問題行動が減少していることから、埼玉県としても毎年、少しずつでも配置人員増、駐在日増が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時制高校 8 校に 8 人 (週 2 日 6 校、週 3 日 2 校) ※定時制高校全 23 校に対応 ・ 教育事務所 4 所に 4 人 (週 3 日) ※管内の県立学校に対応 <p>【参考 3 : 中学校配置相談員の配置状況等 (平成 29 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町村立中学校 355 校 (週 5 日を標準) ※各市町村が採用・配置 ・ 県は市町村に対して補助金を助成 (県の助成率 6/10) <p>教育局 生徒指導課</p> <p>スクールカウンセラーの常駐は困難な状況にあり、具体的な数値はございませんが、当面、中学校の配置日数増に努めてまいります。</p> <p>【参考 : スクールカウンセラーの配置状況 (平成 29 年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 (配置なし : 学区の中学校が対応) ・ 中学校 356 校 (週 1 日配置 : 134 校、2 週に 1 日配置 : 222 校) ・ 教育事務所 4 所 (週 5 日配置) ・ 県立総合教育センター 2 所 (週 2 日配置 : 1 所、週 1 日配置 : 1 所) ・ 全日制高等学校 16 校 (2 週に 1 日配置) ・ 定時制高等学校 10 校 (週 1 日配置 : 10 校を拠点校として、全 23 校に対応) 	<p>△-B</p> <p>毎年、配置日数増が進められていることは理解している。ただし、いじめ・不登校・虐待などの問題を早期段階でスクールカウンセラー等と相談できるよう、引き続き県に要請するとともに、国へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの財政支援強化を、九都県市首脳会議で提言していることもあり国の施策も含め再度要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>3. 子育て支援や、待機児童をなくすためにも、幼稚園や保育園の拡充、一時預かりの拡充、学童保育の充実などの予算を確保すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月にスタートしたが、消費税率の引き上げによる、増収分の活用が前提となっており、政府の引上げ延期により安定的な財源が当面なくなってしまった。埼玉県としても多くの予算を投じて対策を実施しているが、待機児童数は平成 26 年までに 900 人程度まで減少したものの、平成 27 年に増加しこの 2 年間は 1,000 人台となっている。</p> <p>県が進めるウーマノミクスプロジェクト推進の観点からも、子育て支援の予算拡充は必要である。</p>	<p>総務部 学事課</p> <p>厳しい財政状況下にあります。子育て支援に対する保護者の多様なニーズに応えるため、幼稚園の預かり保育推進事業の充実に努めてまいります。</p> <p>福祉部 少子政策課 (保育園の拡充について)</p> <p>県では、子育て支援や待機児童解消のため、保育所や認定こども園の整備を進めております。</p> <p>施設整備については、県予算から国直接の交付金・補助金に移行してきておりますが、必要とする施設整備が行えるよう、国に働き掛けてまいります。</p> <p>(一時預かりの拡充について)</p> <p>一時預かり事業は、一般家庭の子供が保護者の冠婚葬祭や病気などの場合に、一時的に保育を必要とする場合に利用する制度ですが、国は、平成 28 年度から緊急的な対策として待機児童が定期的に一時預かり事業を利用できるように制度を拡充しております。</p> <p>この場合、従来の利用額では保育料が過大となるおそれがあるため、補助単価を改善し、1 か月当たりの保育料負担額を 5 万円程度に抑えられるように配慮することとしております。</p> <p>県といたしましても制度改正による保育ニーズに応えられるよう、所要の予算の確保に努めてまいります。</p> <p>(学童保育の充実について)</p> <p>県では、学童保育(放課後児童クラブ)の運営費及び施設整備などに対し補助金を交付しておりますが、平成 28 年度予算は、平成 27 年度より増加するクラブすべてに助成できるよう、前年度を上回る予算を確保しております。</p> <p>平成 29 年度においても、新設・改修等によりクラブ数の増加を見込んでおり、増設クラブを含めたすべてのクラブに対して助成できるよう努めてまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>埼玉県子育て応援行動計画の推進(少子化対策、子育て支援、子育てムーブメントの醸成、児童虐待防止)で総額 340 億円の予算がつけられた(昨年は 207 億円)ことは評価する。次の 4. の「隠れ待機児童」も含め、待機児童対策を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性																																												
<p>4. 市町村が公表している待機児童数に加えて、待機児童数に算入されていない「何らかの保育サービスを必要とする待機児童(潜在的待機児童)数」と、その理由を把握し、すべての子どもが希望する保育所に入所できるための施策を講ずること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>2015年4月時点で、「希望する認可保育施設に入れなかったが、他の施設に入ることができる」ことや、「認可保育所に入所できず認可外保育所を利用している」等の理由で、待機児童数に算入していない潜在的待機児童の数が全国で4万9千人に上ることがわかっている。この数は待機児童数の倍以上である。また別の調査(生命保険会社調査)では、未就学児を持つ母親の81.6%が何かしらの就業を希望している。以上のことから、埼玉県でも市町村ごとに何らかの保育サービスを必要としている児童数、その理由を把握し、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所に入所でき、よりよい保育環境を確保するための施策をおこなう必要がある。</p>	<p>産業労働部 ウーマノミクス課</p> <p>企業等が雇用する従業員の乳幼児を保育するために設置する企業内保育所に対し施設整備費・運営費の補助を実施し、設置を促進しています。</p> <p>福祉部 少子政策課</p> <p>県では待機児童数の公表時(平成28年6月23日記者発表)において、保育所等に申込みしたが入れなかった方の内訳も明示しております。</p> <p>国の定義に基づくと、家庭保育室に入所されている方や求職活動を中止されている方などは待機児童にはカウントされないため、いわゆる「隠れ待機児童」となっています。</p> <p>待機児童数からの除外については各市町村が判断しておりますが、県では、入所申込した人が保育所等に入れるよう、市町村と連携し、保育所等の整備に努めていきます。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="853 874 1845 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童数</td> <td>361,030</td> <td>358,470</td> <td>△2,560</td> </tr> <tr> <td>入所申込者数(A)</td> <td>106,355</td> <td>113,668</td> <td>7,313</td> </tr> <tr> <td>入所児童数(B)</td> <td>100,098</td> <td>106,357</td> <td>6,259</td> </tr> <tr> <td>入所していない児童数 (C)=(A)-(B)</td> <td>6,257</td> <td>7,311</td> <td>1,054</td> </tr> <tr> <td>家庭保育室等利用児童数(D1)</td> <td>1,193</td> <td>1,129</td> <td>△64</td> </tr> <tr> <td>育児休業中(D2)</td> <td>787</td> <td>988</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>求職活動を休止している場合(D3)</td> <td>1,039</td> <td>1,408</td> <td>369</td> </tr> <tr> <td>特定の保育所等のみの申込者など(D4)</td> <td>2,141</td> <td>2,760</td> <td>619</td> </tr> <tr> <td>待機児童数(E)=(C)-(D1~4)</td> <td>1,097</td> <td>1,026</td> <td>△71</td> </tr> <tr> <td>隠れ待機児童といわれるもの(D1~4の計)</td> <td>5,160</td> <td>6,285</td> <td>1,125</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H27	H28	増減	就学前児童数	361,030	358,470	△2,560	入所申込者数(A)	106,355	113,668	7,313	入所児童数(B)	100,098	106,357	6,259	入所していない児童数 (C)=(A)-(B)	6,257	7,311	1,054	家庭保育室等利用児童数(D1)	1,193	1,129	△64	育児休業中(D2)	787	988	201	求職活動を休止している場合(D3)	1,039	1,408	369	特定の保育所等のみの申込者など(D4)	2,141	2,760	619	待機児童数(E)=(C)-(D1~4)	1,097	1,026	△71	隠れ待機児童といわれるもの(D1~4の計)	5,160	6,285	1,125	<p>△-B</p> <p>隠れ待機児童数およびその理由が把握されていることは評価する。しかしながら待機児童数の6倍の隠れ待機児童がいることから、引き続き要請を検討したい。</p>
区分	H27	H28	増減																																											
就学前児童数	361,030	358,470	△2,560																																											
入所申込者数(A)	106,355	113,668	7,313																																											
入所児童数(B)	100,098	106,357	6,259																																											
入所していない児童数 (C)=(A)-(B)	6,257	7,311	1,054																																											
家庭保育室等利用児童数(D1)	1,193	1,129	△64																																											
育児休業中(D2)	787	988	201																																											
求職活動を休止している場合(D3)	1,039	1,408	369																																											
特定の保育所等のみの申込者など(D4)	2,141	2,760	619																																											
待機児童数(E)=(C)-(D1~4)	1,097	1,026	△71																																											
隠れ待機児童といわれるもの(D1~4の計)	5,160	6,285	1,125																																											

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
	<p>※就学前児童数は「埼玉県町(丁)字別人口調査(1月1日現在)」による数値。</p> <p>※その他は4月1日現在の数値。</p> <p>※入所申込者数(A)、入所児童数(B)は、保育所・幼保連携型認定こども園のほか、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)を含む。</p> <p>※待機児童とは、入所申込みがあり、かつ入所要件に該当しているが、入所していない者のことをいう。ただし、国の定義に基づき、家庭保育室等の地方公共団体における単独保育施策により保育されている場合や、幼稚園長時間預かり保育等の国庫補助事業により保育されている場合(D1)、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行い待機児童数に含めない場合(D2)、求職活動を休止していることが確認できる場合(D3)、他に入所可能な保育所等があるにも関わらず特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合(D4)などは待機児童に含めない。</p>	